

総合評価落札方式一般競争入札の評価項目について

1 要旨

平成 28 年 1 月 30 日開催の入札・契約制度説明会（建設工事）における説明事項について、次のとおり補足します。

災害時応急対策活動等について	
平成 26 年度から平成 29 年度に一般競争入札又は公開見積り合わせにより実施した災害復旧工事の応札実績	
応札実績を 6 回以上有する者	1 点
応札実績を 3 回以上有する者	0.5 点
災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結	0.25 点

※公開見積り合わせは、平成 28 年度から実施しています。

2 補足事項

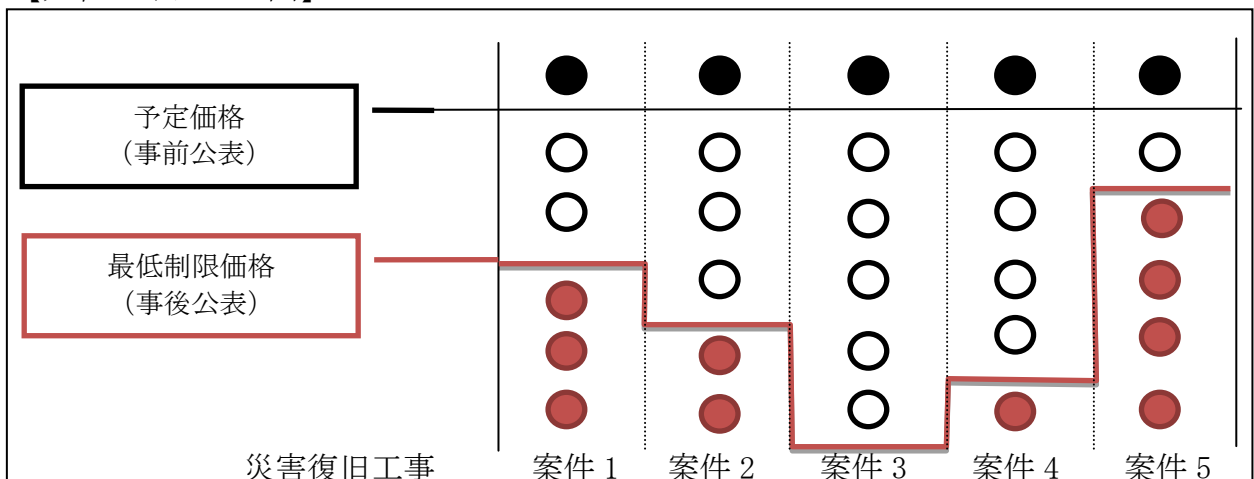
(1) 評価の対象となる応札実績

評価の対象とする応札は、有効な入札・見積りとします。

さらに、公表された入札結果・見積り顛末上、無効とならない入札・見積り（※）であっても入札公告・見積り依頼等に定める参加資格要件等を明らかに満たしていない入札・見積りは、評価の対象外とします。

※事後審査型の入札における参加資格要件の審査は、落札候補者のみに対して行います。そのため、落札候補者とならない入札参加者の中に明らかに参加資格要件を満たしていない入札（認定等級や営業所所在地などの要件を満たしていない入札）があっても、入札結果上、無効とせずに公表する場合があります。

【入札のイメージ図】



応札の種類	評価対象
● 無効入札（予定価格を超える入札）	対象外
○ 有効入札	対象
● 無効入札（最低制限価格未満の入札）	対象外

(2) 評価の対象となる基準日

入札結果・見積顛末の公表は、「建設工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱」に基づき行っています。

災害復旧工事の応札実績を評価する場合の基準日は、次のとおりとします。

ア 一般競争入札の場合

総合評価案件の開札日の前日において落札者決定がなされた入札結果が公表されている案件を評価の対象とします。事後審査中の案件は、対象外とします。

【イメージ図】

	総合評価案件の開札日前々日	総合評価案件の開札日前日	総合評価案件の開札日	評価対象
災害復旧工事 1	落札者決定	入札結果公表 (落札者決定)		対象
災害復旧工事 2	開札	入札結果公表 (事後審査中)		対象外
災害復旧工事 3		落札者決定	入札結果公表 (落札者決定)	対象外

イ 随意契約（公開見積り合わせ）の場合

総合評価案件の開札日の前日において見積顛末が公表されている案件を評価の対象とします。

【イメージ図】

	総合評価案件の開札日前々日	総合評価案件の開札日前日	総合評価案件の開札日	評価対象
災害復旧工事 4	契約相手方決定	見積顛末公表		対象
災害復旧工事 5		契約相手方決定	見積顛末公表	対象外
災害復旧工事 6		見積書提出期限 (契約相手方決定前)		対象外

ウ 参考資料の公表

繰越工事等入札公告日と落札者の決定日（随意契約の場合は、見積依頼日と契約相手方の決定日）の属する年度が異なる場合においては、評価項目の評価対象年度に公表が開始された災害復旧工事を評価の対象とします。

参考資料として、評価対象期間における災害復旧工事の入札結果・見積顛末を本市ホームページに掲載する予定です。